

令和6年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和6年9月27日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 子ども政策局長 森 みどり

子ども政策企画課長 工藤 晴光

子ども家庭支援課長 和田 宏一

虐待防止対策担当課長 野邊 聡

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 （仮称）北海道子ども基本条例について</p> <p>子ども基本法に基づき、道は法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施するという責務を負い、子ども基本条例の制定に向けて取り組んでいると承知しております。私どもが基本法の議論において指摘した課題が、条例によって補完されるのかどうかという点で、質問してまいります。</p> <p>（一）子ども基本条例の基本的考え方について</p> <p>子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神、子どもの権利条例の精神にのっとりですね、全ての子どもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指そうとするものであります。基本理念、国の責務等を定めたことと承知しておりますけれども、条例においても法と同様、日本国憲法と子どもの権利条約にのっとり、子どもの人権を尊重し、幸福追求権の実現を目指すということによろしいでしょうか。</p> <p>子どもにもよくわかるような答弁だったと思います。</p> <p>（二）子どもをめぐる情勢変化について</p> <p>本道の子どもをめぐる情勢というのは、貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺など、子どもの権利侵害が極めて深刻な状況にあります。改善できてこなかった道の責任は重大だと私は考えています。子どもの貧困に関する「北海道子どもの生活実態調査」の調査結果が報告をされました。道は、この子どもの貧困対策を進めてきたわけですが、子どもをめぐる情勢はどう変化しているとお考えか伺います。</p>	<p>【子ども政策企画課長】</p> <p>（仮称）北海道子ども基本条例についてでございますが、昨年4月に施行された「子ども基本法」では、日本国憲法の「基本的人権の保障」などとともに、「子どもの権利条約」の四原則である「差別をされないこと」、「大事に育てられること」、「意見を言えたり、様々な活動に参加できること」、「子どもの意見が大事にされ、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること」などが基本理念として規定されてございまして、本条例におきましても、こうした理念を踏まえることが必要であるものと考えてございます。</p> <p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>北海道子どもの生活実態調査の結果についてでございますが、本調査は、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と子どもの生活環境などとの関係を把握することを目的に平成28年と令和3年に実施したところです。調査結果では、全体として、ひとり親世帯の約5割が所得階層の最も低い層に位置し、前回同様、所得が低いほど、孤立的な状態で子育てをしており、保護者が健康上の問題を抱えている傾向が見られております。</p> <p>また、自身の生活環境に関する子どもへの設問では、家の暮らし向きが「大変苦しい」又は「やや苦しい」と回答した割合は、前回の15.7%から11.8%に、放課後に過ごす居場所に関する設問では、「安心できる・ほっとできる場所がない」とした割合は、5.4%から4.6%と、いずれも減少しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 子どもの権利に対する認識について</p> <p>国連の子どもの権利委員会は日本に対して度重なる勧告をこれまで行ってきました。子どもの権利条例に背を向けてきた、二代続けての知事なんですけども、子どもの権利条約が掲げた「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「意見表明権」、「差別の禁止」の4原則、これはどれだけ道内で認識されているのでしょうか。そして、子どもの権利は、決して子どものわがままを助長するようなものではなく、子どもはこれらの権利の主体であってという、その認識が根付いているのでしょうか。条約やこども基本法の存在・内容を広く社会に周知し、子どもの権利に対する一人一人の意識を高めていく必要があると考えます。道は子どもの権利の認知度をどう把握して、また今後どう高めていこうとしているのか伺います。</p> <p>子どもの権利に対する認識は出発点ですから、どこかの時点で、今後、何らかの形で必ず把握していただきたいということを今日は求めておきます。</p> <p>(四) 施策策定・実施に向けた道の責務について</p> <p>こども基本法には、大きな課題があると考えております。社会全体で子ども施策に取り組むという一方で、子どもの「養育は家庭が基本」と明記したからです。政府が児童扶養手当や生活保護の改悪など子育て支援の後退を合理化する理由としてきたものだと考えておりますけれども、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰め、一層孤立させることになりかねない問題だからです。子どもの苦しみに寄り添って、子ども予算を抜本的に増額し、子どもに関わりケアをする専門職員を大幅に増やすなど、家庭に責任を押し付けるばかりではなく、子どもの権利擁護を最優先に、道は、子ども施策策定、そして実施に向けて、責務を果たすべきではないでしょうか。いかがですか。</p> <p>貧困状態にある子どもの中で自分の幸せが何かを考えきれない子どもたちもいますよね。そうした子どもたちが本当に幸せを求められる社会をつくっていくことが、私たちの責務だと考えています。</p>	<p>道といたしましては、調査結果から、家庭の経済的状況や子どもの居場所について、若干の改善傾向がみられるものの、依然として子どもの貧困をめぐる状況は厳しいことから、引き続き、全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、各般の対策を総合的に推進していく必要があると認識しております。</p> <p>【子ども政策企画課長】</p> <p>子どもの権利に係る認知度等についてでございますが、「子どもの権利条約」や「こども基本法」に係る道民の認知度については把握しておりませんが、法において、国は、この法律及び条約の趣旨・内容について、広報活動等を通じて、国民に周知を図り、理解を得るよう努める旨、規定されていることを踏まえ、道では、今般、お示しした条例の骨子案に、条約等の周知を盛り込んだところでございます。</p> <p>道といたしましては、道民に対し、法や条約、条例を広く周知し、子どもの権利に対する一人一人の意識を高めていけるよう、北海道こども施策審議会でご意見を伺うなどしながら、効果的な周知方法などについて、検討してまいります。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>子ども施策の推進についてでございますが、本道の子どもたちが、将来に渡って幸せな生活を送ることができる社会を実現するためには、子どもが、法や「子どもの権利条約」を理解するための支援はもとより、子どもが表明する声をしっかりと聴き、施策への反映を検討し、社会に参画していると実感できる環境をつくるとともに、社会全体で子どもの育ちを支えることが重要との考えの下、道はもとより、学校関係者や子ども・子育て支援団体などの子どもを取り巻く様々な関係者が果たすべき責務・役割や、子どもの社会参加などについて、条例の骨子案に盛り込んだところでございます。</p> <p>道としては、新たな条例制定により、本道の子どもたちが、置かれた環境に関わらず、健やかに成長でき、さらには、誰もが安心して子育てができるよう、検討を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 学校教育における子どもの権利の保障について</p> <p>もう一点は、教育の問題です。国連からも繰り返し、これも勧告されている過度な競争・管理教育、それから、いじめ、不登校、理不尽な校則など、学校教育における権利侵害というのは日本では非常に重大です。学校教育における深刻な子どもの権利侵害を放置せず、改善していくために、条例にはどのように盛り込むお考えかお聞きしておきます。</p> <p>教育の分野自身が変わっていくことが基本だと思うんですけども、条例の中にしっかり盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>(六) 子どもへの性虐待対応について</p> <p>子どもへの性虐待ですけれども、これは絶対に許されない人権侵害です。</p> <p>ジャニーズ事務所の性虐待、家族からの性虐待の告発などによって、実態が表出し始めていますけれども、今も、調査されていません。逮捕事案などを見ますと、塾の講師だとか学校現場、それから日常生活の買い物など、それから警察の巡査による盗撮もありましたよね。そうした盗撮や触られたり性的暴行を加えられたり、SNS でなど、本当に日常生活の中で、子どもが危険にさらされている状況があります。</p> <p>問題になったのは、グルーミングなどによって、子ども自身が被害だと気付かず、告発が遅れることも多いという問題です。また、SNS 上の被害も増加していることは今申し上げました。不幸にして被害にあった場合、子どもの特性に配慮した、また発達段階に配慮した被害者支援が必要であり、同時に子どもを性加害者にさせない対策も必要だと考えております。条例では、こうした問題にどのように取り組まれるのでしょうか。</p>	<p>【子ども政策企画課長】</p> <p>子どもの権利を尊重する取組についてでございますが、今般、お示しした新たな条例の骨子案では、社会全体で子どもの育ちを支えることが重要との考えの下、道はもとより、学校関係者や子ども・子育て支援団体などの様々な関係者が果たすべき責務や役割を盛り込んでいるところでございます。</p> <p>また、国は、本年5月にアクションプランとして取りまとめた「こどもまんなか実行計画 2024」におきまして、学校等での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、子どもや教員等に分かりやすく伝える教育コンテンツを作成することとしてございまして、こうした国の取組につきましても、道教委などと連携し、周知等に取り組んでまいります。</p> <p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>性的虐待についてでございますが、「性的虐待」は、外見に表れにくく、子どもが否認することが多いなど、発覚しにくい虐待であることから、周囲の大人が子どもの言動を注意深く観察し、子どもからのサインを見落とさないことが重要であります。</p> <p>性的虐待が発覚した際には、児童相談所が対応を行う中で、警察や医療機関との連携のもと、子どもの安全確保や被害児童のケアのほか、児童福祉法に基づく一時保護等の措置を含めた対応を行うことで、重大な権利侵害である性暴力被害から子どもたちを守っております。</p> <p>また、子どもを性暴力の加害者にも被害者にもさせないため、保健所において、思春期の性と健康の問題等をテーマに子どもたちに正しい知識を伝達することや、学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を活用するなどして、児童や保護者等に対し、プライベートゾーン等の啓発を行うよう、市町村教育委員会等に周知しております。</p> <p>道といたしましては、新たな条例の制定により、子ども達の権利が守られ、安心して健やかに生活できる地域づくりを推進してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 生命、生存及び発達に対する権利について 旭川市のいじめに関する再調査委員会の報告が9月1日に示されました。いじめの再発防止策として、尾木直樹委員長が特に強調していたんですけども、「包括的性教育」が、性教育が必須だということなんですね。人権やジェンダー平等の尊重を含む「包括的性教育」の導入が必要だということが盛り込まれています。生命、生存及び発達に対する権利は、自身の体の成長と心身の変化、そしてリプロダクティブヘルス&ライツに関する知識も含めてですね、正確に知ることが、相互の人権尊重の根っこだと私は考えております。憲法に記された平和に生きる権利同様、条例にどのように盛り込んでいかれるのか伺います。</p> <p>日本の教育は非常に遅れていまして、命のことは言うんですけども、生殖に関する科学的な知見というのは、子どもたちはあまり正確に有していない。まあ大人もそうですけどね。そういうような状況にありますので、このことについては特に配慮いただきたいと思えます。いじめを未然に防ぐ効果も出ますので、是非、このことについては留意願いたいと思えます。</p> <p>(八) 子どもコミッショナーの設置等について もう一点は、当事者である「子どもの意見の尊重」実現に向けて、「子どもの代弁者」の体制強化が必要だと考えるわけです。子どもが自ら声を上げるには、子ども自身が自らの権利を知り、周りの大人が子どもの権利を認識し、さらに、子どもの意見表明を代弁・支援し、個別事案の相談・救済に対応する子どもコミッショナーが不可欠だという指摘があります。既に先行自治体があります。現在、日本には、子どものための独立した国の権利擁護機関、コミッショナーやオンブズパーソンというのは存在していませんけれども、国連子どもの権利委員会からは設置に関する勧告がなされているわけです。こうした指摘を受けて、道の条例では、子どもの意見反映、子どもの施策評価に対し、子どもたちがあげた声を実現する子どもコミッショナーの設置を検討するべきではないかと考えますけど、いかがでしょうか。</p> <p>今日は時間がないので、基本的な議論にとどめておきたいと思えます。</p>	<p>【子ども政策局長】 子どもの生命等に対する権利についてでございますが、こども基本法では、日本国憲法や子どもの権利条約の四原則の一つである「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえ、基本的な人権の保障とともに、全ての子どもの健やかな成長・発達・自立を図ることを基本理念に規定しており、道では、新たな条例において、こうした法の理念を踏まえた上で、社会全体で子どもを支える取組を推進することを基本理念とする骨子案をお示ししたところでございます。</p> <p>道としましては、新たな条例制定により、子ども自身や、道民全体に、子どもの権利についての正しい理解が広がり、一人一人の意見や決定を尊重するなど、健やかな成長の支援に資するよう、検討を進めてまいります。</p> <p>【子ども政策局長】 子どもの権利を守る取組についてでございますが、こども基本法では、子どもの権利条約の四原則である「差別の禁止」や「児童の意見の尊重」などが基本理念として規定されており、道の新たな条例においても、こうした理念を踏まえることが必要と考え、子どもの権利の周知と擁護などについて、骨子案に盛り込んだところでございます。</p> <p>道としては、声をあげづらい子どもも含め、子どもが意見を言いやすい環境の整備等について、北海道こども施策審議会での審議のほか、当事者である子どもたちからも丁寧に意見を聴き取るなどしながら、本条例が、本道の全ての子どもたちの権利が守られ、健やかに成長できる社会の実現に資する内容となるよう、検討を進めてまいります。</p>